

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、五條市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知が
ありました。

平成二十六年十一月十四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（道路三次元データ計測）
- 二 測量の地域 五條市の一部
- 三 測量の期間 平成二十六年十一月七日から平成二十七年一月三十日まで